

病院だより

市民病院管理課
☎43-2511(代表)

市民病院の医療体制について

既に新聞やテレビで報道されており、必要とする医師を思うように確保できず、大きな社会問題となっております。

市民病院でも9月から小児科、泌尿器科の常勤医師が不在となり、市民の皆さんには大変ご不便をお掛けしております。市や病院では医師確保に最大限努力しておりますが、なかなかすぐよい解決策を見いだせないのが現状です。

少なくなった医師で従来と同じ量の仕事を行うことは、病院に勤務する医師に、より過重な労働を強いることとなり、ひいては医療の安全性まで脅かす事態にもなりかねません。

このため、病院では、入院、手術、高度な検査など、市民病院でしかできないことを集中的に行い、普段の診療は皆さんのお近くの開業医の方々に

かりつけ医となっていたり、病診連携を推進しています。

また、10月からは、特に月曜日から金曜日の午後5時から10時まで救急医療の一部を市内の開業医の方々に担っていたり、近隣の病院とこれまで以上に連携することで、この厳しい時(医師不足)を乗り切りたいと考えております。

市民の皆さんには、何かとご迷惑をお掛けすることになりますが、何とぞご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

院長 小早川雅洋



国保ガイド

会社の健康保険に加入できる方は手続きをしましょう

会社などの健康保険の扶養家族になれませんか？

会社などの健康保険は、本人(被保険者)だけでなく、家族も加入できます。

次のように、いずれかに当てはまる方は、会社の健康保険担当者にご相談ください。

被保険者の父母、祖父母などの直系尊属と配偶者(内縁も含む)、子、孫、弟妹で、主に被保険者の収入によって生活している方

被保険者の3親等内の親族で、被保険者と同じ世帯にいて、主に被保険者の収入によって生活している方

内縁の配偶者の父母、子で被保険者と同じ世帯にいて、主に被保険者の収入によって生活している方
会社によって、扶養の認定基準が異なる場合があります。

健康保険の扶養家族になった場合は、国保から抜ける手続きをしてください
国民健康保険(国保)に加入している人数が減ると国保料が減額されます
持ち物 新しい健康保険証、国保の保険証、認め印

所 市役所1階市民課国保年金係



は、支所1階市民サービス課窓口係
会社などの健康保険の扶養家族になっても、会社の健康保険料は変わりません。

医療費通知について

国保に加入している方が受診した医療機関や医療費を確認してもらうため「医療費通知(写真)を郵送しています。「医療費通知」は皆さんの医療記録にもなります。

医療費は、窓口で支払った自己負担金だけでなく、皆さんが納めた貴重な国保料から支払われています。



「医療費通知」は確定申告の医療費控除の申告には使えませんが、医療機関で添付した領収書を提示してください。

市民課国保年金係

市民サービス課窓口係

☎44 3113
☎23 9212